

表1 国勢調査調査区の層別基準及び層符号

層 別 基 準		調査区の層符号	
東日本大震災の津波による浸水地域のある調査区		浸水全壊調査区	011
		仮設住宅のある調査区 その他の調査区	012
			013
仮設住宅のある調査区		020	
後置番号8の調査区又は50人以上の準世帯のある調査区		030	
		世帯数が0の調査区又は換算世帯数が15世帯以下の調査区で、 65歳以上世帯員のいる一般世帯割合が	30%未満
			30%以上
		間借り等の世帯数が5%以上の調査区で、 65歳以上世帯員のいる一般世帯割合が	30%未満
			30%以上
平成22年国勢調査調査区	換算世帯数が90%以上の世帯調査が区	給与住宅に居住の世帯数が50%以上の調査区	110
		公的借家に居住の世帯数が50%以上で、 65歳以上世帯員のいる一般世帯割合が	30%未満
			30%以上
		民営借家に居住の世帯数が50%以上の調査区	130
		持ち家に居住の世帯数が50%以上の調査区	140
		その他の調査区	150
	その他の調査区	給与住宅に居住の世帯数が50%以上の調査区	210
		公的借家に居住の世帯数が50%以上の調査区で、 65歳以上世帯員のいる一般世帯割合が	30%未満
			30%以上
		民営借家に居住の世帯数が50%以上65%未満で、 65歳以上世帯員のいる一般世帯割合が	30%未満
			30%以上
		民営借家に居住の世帯数が65%以上で、 65歳以上世帯員のいる一般世帯割合が	30%未満
			30%以上
		持ち家に居住の世帯数が50%以上80%未満で、 65歳以上世帯員のいる一般世帯割合が	30%未満
			30%以上
		持ち家に居住の世帯数が80%以上で、 65歳以上世帯員のいる一般世帯割合が	30%未満
			30%以上
		その他の調査区で、 65歳以上世帯員のいる一般世帯割合が	30%未満
			30%以上

注 1) 二つ以上の層に該当する場合は、層符号の若いものに分類する。

2) 換算世帯数 = 二人以上の一般世帯数 + $\frac{\text{一人の一般世帯数} + \text{施設等の世帯人員}}{3}$